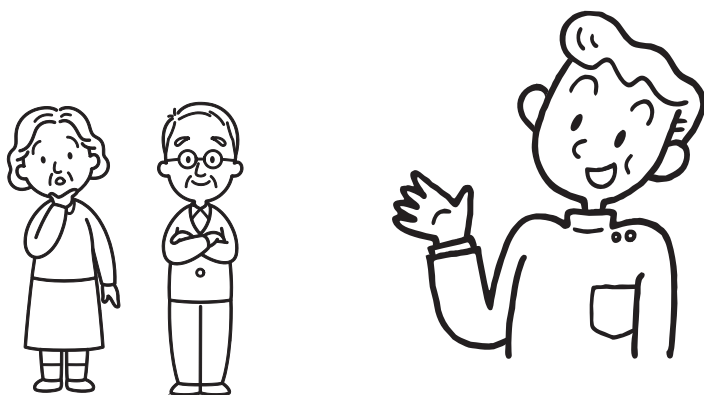


医療費の支払いや今後の療養生活 の不安を感じた時に

～知っておきたい制度のご案内～



埼玉医科大学国際医療センター

患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

はじめに

けがをしたとき、病気がわかったとき、
患者さんやご家族には様々な心配が出てくると思います。

患者さんの病気やお身体のことはもちろん、
これからの生活のこと、仕事のこと、家族のこと、
気にかかることはたくさんあるかもしれません。
この小冊子は、医療費の負担を軽くする制度をはじめ、
療養生活を支える制度について、ご紹介しています。

この小冊子でご案内した制度の他にも
相談したいことや知りたい情報がありましたら
ソーシャルワーカーまでお気軽にお声掛けください。



* 病气やけがで仕事を
休むとき *



◎ 傷病手当について

病気やけがで仕事を休む場合、1日につき標準報酬月額(普通の給与)の3分の2に相当する額が傷病手当として支給されます。入院・通院どちらでも該当します。

傷病手当の支給期間は仕事を休んで4日目から、通算1年6ヶ月です。なお、さかのぼって請求できるのは2年前までとなります。

※加入されている保険によって、支給条件や期間が異なります。ご確認ください。

対象となる方

- ①健康保険に加入されている方(国民健康保険には傷病手当がありません。)
- ②療養のために仕事を3日間連続して休んでいる方(加入されている保険によって異なります)
- ③療養中に給与を支給されない、あるいは傷病手当よりも給与が少ない方
上記①～③全てに該当している方が対象になります。

※仕事に関係する病気やけがの場合は、労働災害補償保険の適用についてご確認ください。

※すでに退職した方や、傷病手当の受給期間中に退職した場合でも、引き続き傷病手当を受け取れる可能性があります。

※再発の場合の請求に関しては、医療保険者またはソーシャルワーカーへご相談ください。

申請窓口

- ・勤務先の社会保険担当(総務課など)
- ・加入している医療保険者

(全国健康保険協会の都道府県支部・健康保険組合・共済組合など)

※退職後に申請を検討する場合は、加入していた医療保険者へご相談ください。

申請の手順

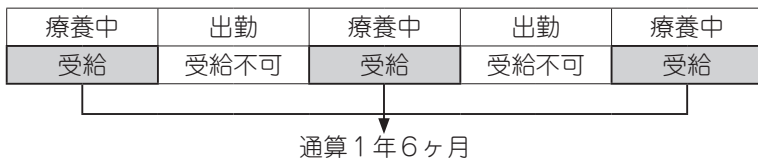
- ①「傷病手当金請求書」を申請窓口から取り寄せます。
- ②「傷病手当金請求書」の医師意見欄への記載を主治医に依頼します。
- ③勤務先へ事業主記入用紙の作成を依頼します。
- ④必要書類が揃ったら勤務先の担当窓口または保険者へ提出します。

* 受給期間について *

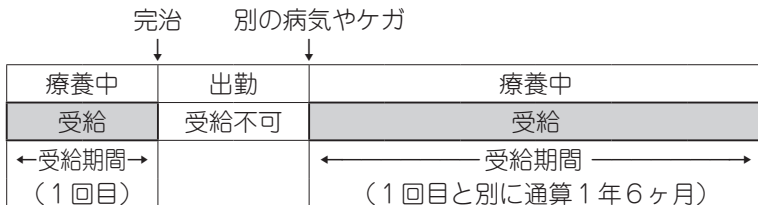
以下の3点にご注意ください。

- (1) 支給開始日から同じ病気やけがにより、再び働けない状況になった場合、傷病手当は通算1年6カ月受け取ることができます。

※受給期間中に仕事をしている場合は、その期間傷病手当は受け取ることができません。

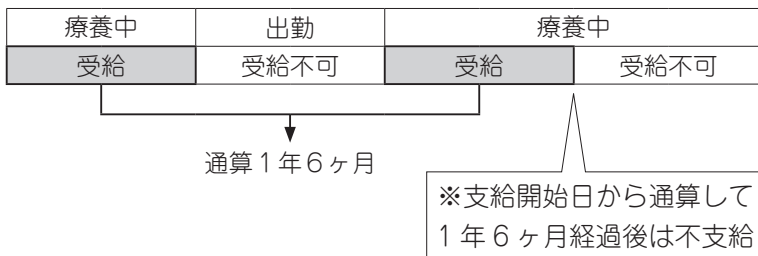


- (2) 別の病気やけがの場合、改めて傷病手当を請求することができます。



- (3) 支給開始日から通算して1年6ヶ月を過ぎると、傷病手当を受け取ることができません。

(代わって他の制度の利用について検討することになります。)



障害年金

* 障害年金とは*

けがや病気によって、働くことや日常生活を送ることに支障がある方に支払われる年金です。がんやその治療によって生じた障害、循環器の疾患によって生じた障害でも受給できることがあります。また、働いて収入があっても障害年金を受け取れる場合もあります。

障害がある身体の部位やその状態によって、等級が決められています。申請を行う前に等級に当てはまる状態なのか、年金の納付期間を満たしているか等の要件の確認が必要となります。

※すでに年金を受給している方は障害年金を受給することはできません

【障害年金の種類と等級】

- ・ 初診日に国民年金に加入していた方：障害基礎年金（1～2級）
- ・ 初診日に厚生年金に加入していた方：障害基礎年金＋障害厚生年金（1～3級）

※ 3級に該当する状態であっても、初診日に国民年金のみに加入していた場合は受給できません。

【対象となる障害やその程度】

1級や2級など等級ごとに定められた障害の程度に該当する必要があります。障害の程度は細かく決められているため、詳しくはねんきんダイヤル、年金事務所等の窓口へご確認ください。

【申請のための3つの要件】

下記の3点を満たす必要があります。

- ①初診日^{注1}に国民年金もしくは厚生年金に加入していること
- ②年金の保険料の納付要件を満たしていること
- ③障害認定日^{注2}に障害年金の等級に該当していること

注1 障害の原因となったけがや病気に関して、初めて医師の診療を受けた日のことです。

注2 初診日から1年6か月が経過した日、または1年6か月以内に該当する病気やケガが治った日のことを指します。「治った」とは、症状が固定した場合も含まれます。

当院受診中の患者さんにあてはまる特例

初診日から 1 年 6 ヶ月経たなくとも、下記の状態になった日が障害認定日となり、障害年金の申請ができます。

星印★は原則 3 級のみ該当の障害です。

〈がんに関する状態〉

- ・ 新膀胱造設した日★
- ・ 人工肛門造設または尿路変更術の日から 6 か月経過した日★
- ・ 喉頭全摘出した日
- ・ 在宅酸素療法を常時 24 時間使用開始した日★

〈循環器に関する状態〉

- ・ 人工弁、心臓ペースメーカー、植込み型除細動器（ICD）を装着した日★
- ・ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植または装着した日
- ・ CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した日
- ・ 胸部大動脈解離（Stanford 分類 A 型・B 型）や胸部大動脈瘤のために人工血管を挿入＋日常生活に支障が出ている時★（生活状況が加味されるため、退院後の初回外来にて申請相談をしてください。）

〈腎臓に関する状態〉

- ・ 透析を開始した日から 3 ヶ月経過した日

〈肢体に関する状態〉

- ・ 人工骨頭を挿入置換した日★
 - ・ 人工関節挿入置換した日★
 - ・ 切断または離断した日★
- （部位によって等級が異なります）

【障害年金に関する問い合わせ・相談窓口】

電話：ねんきんダイヤル 0570-05-1165（ナビダイヤル）

または、050 で始まる電話でおかけになる場合は 03-6700-1165（一般電話）

窓口：お近くの年金事務所・街角の年金相談センター

障害年金は複雑な制度であり、紙面に掲載した内容は制度の一部です。まずは受給できる可能性があるかご自身で確認いただき、上記の相談窓口、担当医や相談室へご相談ください。

参考：

- ・ 政府広報オンライン「障害年金の制度をご存じですか？がんや糖尿病など内部疾患の方も対象です」
- ・ 認定 NPO 法人がんサネットジャパン 「がん患者さんの障害年金請求のための診断書作成ガイドブック」



この小冊子は、一部公的な補助を受けて作成しております。

埼玉医科大学国際医療センター
患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

(2026 年 6 月 1 日)

(2026 年 6 月 1 日更新)